

テクノポリス 各種支援制度のご案内

Koriyama Area Technopolis Promotion Organization

■テクノポリス圏域



■交通アクセス



新技術・新製品の研究開発、
新事業創出を支援します。

◆研究開発などに関する相談や情報収集

1. 研究開発・技術に関する情報がほしい。…………… 1
2. 研究開発・起業化等に関する相談をしたい。…………… 2
3. 日本大学の研究シーズ・研究者・知的財産について知りたい。…………… 2

◆新製品の共同研究や受発注の促進

1. 共同で研究開発をする企業を探したい。
産学官の交流で人的ネットワークを広げたい。…………… 3
2. 他の事業者などと連携し、それぞれの「強み」を持ち寄りながら共同研究や共同受注をしたい。郡山テクノポリス地域の企業に発注したい。…………… 4

◆ものづくりや研究開発のための助成メニュー

1. 研究開発案件の実現可能性について調査したい。…………… 5
2. 新技術の開発を進めたいが適当な助成制度はあるか。…………… 5
3. 製品化・商品化に至らない技術シーズを磨き、新事業に結び付けたい。
研究開発後の起業化のための支援・助成はないか。…………… 6
4. 自社製品・技術をアピールし、販路・事業提携先の開拓、拡大を図りたい。…………… 6
5. 新技術・新製品の研究開発を行うために必要な資金を借りたい。…………… 7
6. 新技術・新製品の研究開発に必要な資金を借りるために支払った信用保証料の補助はあるか。…………… 7
7. 技術力強化に向けて社員を研修に出したいが助成制度はあるか。…………… 8
8. 従業員の能力を向上させたいが研修事業はあるか。…………… 8

◆起業家の育成と「ものづくり」の場の提供

1. 創業や新事業展開のための知識を身につけたい。…………… 9
2. 研究開発のための施設を借りたい。…………… 10



Koriyama Area
Technopolis
Promotion
Organization

公益財団法人 郡山地域テクノポリス推進機構

〒963-0115 福島県郡山市南2丁目52番地 ビッグパレットふくしま 3階
TEL:024-947-4400 FAX:024-947-4475
URL <http://www.techno-media.net6.or.jp/>
E-mail techno@nm.net6.or.jp

公益財団法人 郡山地域テクノポリス推進機構 郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター

〒963-0165 福島県郡山市田村町徳定字中河原1番1(日本大学工学部キャンパス内)
TEL:024-926-0344 FAX:024-943-4441
URL <http://www.monodukuri.net6.or.jp/>
E-mail monodukuri@nm.net6.or.jp



環境にやさしい大豆油インクを使用しています。

公益財団法人 郡山地域テクノポリス推進機構

〒963-0115 福島県郡山市南2丁目52番地 ビッグパレットふくしま 3階
TEL:024-947-4400 FAX:024-947-4475

研究開発などに関する相談や情報収集

1 研究開発・技術に関する情報がほしい。

このようときは研究会への参加をお勧めします。

テクノポリス推進機構では、産学官連携による研究開発体制の構築を目的に研究会活動を支援しています。現在分野別に下記の3つの「研究会」が活動を展開しており、大学等と連携し、技術シーズの紹介・提案、企業ニーズの大学等での検証、シーズ・ニーズのマッチング、具体的な共同研究開発案件の掘り起こしなどを行っています。多くの方々の参加をお待ちしています。

◆研究会の案内

①「環境保全・共生科学技術研究会」

日本大学工学部との共催で、同大学の「環境保全共生共同研究センター」と連携した研究会です。環境をテーマとした研究シーズを地域の産業界の技術力と融合させ、新事業創出を図ることが目的です。主な研究テーマは「大気、水質、土壌等の自然環境の保全修復」、「環境に関する調査・分析・評価」、「環境に関連した製品の研究開発」などです。

②「医療・福祉機器等関連新事業創出研究会」

日本大学工学部との共催で、同大学の「次世代工学技術研究センター」と連携した研究会です。医学と工学の研究開発に携わる会員の方々との共同研究体制により、新事業創出を図ることが目的です。「医療や福祉の現場ニーズに関する懇談会」、「医療産業とものづくり企業の連携フォーラム」、「先端技術開発企業のセミナー」などを開催しています。

③「機能性材料・製造プロセス研究会」

日本大学工学部、福島大学地域創造支援センター、奥羽大学の3大学と福島県ハイテクプラザとの共催で、「新しい材料や製造技術」、「現行の材料や製造技術の改善」などの研究開発がメインテーマになっています。共催の4学術研究機関が保有する研究内容の理解や研究設備の有効利用も可能であり、産学の連携の強化にも繋がっています。

◆研究会の主な活動

- ① 大学等を主体とした研究シーズの発表
- ② 会員企業を主体としたニーズの発表及び技術課題への取り組み
- ③ 先進産業地及び先端技術開発企業視察によるニーズ・シーズの発掘
- ④ 研究開発に係る産学官連携のコーディネート及び支援
- ⑤ 関連するセミナー・講演会の案内

◆研究会の開催状況

それぞれ年2回程度開催しています。

◆参加対象となる方

製造技術の研究開発、新事業創出を目指す方や、関心をお持ちの方はどなたでも参加できます。

◆会費

無料です。

参加を希望される方はテクノポリス推進機構事務局までお問い合わせください。



企業視察



講演会

2 研究開発・起業化等に関する相談をしたい。

このようときは技術コーディネーターをご利用ください。

テクノポリス推進機構では、新技術・新製品の研究開発及び新事業創出を志される皆様の相談窓口として、「技術コーディネーター」を配置し、皆様のお越しをお待ちしています。

◆相談対象となる方

郡山地域テクノポリス圏域内において、製造技術の向上・革新並びに新技術・新製品の研究開発及び新事業創出を目指す企業個人の方。

◆主な相談受付内容

- ① 新分野進出や起業化等のビジネスプランに関する相談
- ② 大学・公設試験研究機関等各分野の研究者・専門家や支援機関などの紹介
- ③ 研究開発資金、各種助成制度に関する相談
- ④ 受発注に関する相談
- ⑤ その他、産学官連携活動や地域企業の技術力の高度化に関する相談など

◆相談日時

毎週月曜日から金曜日までの午前9時より午後4時まで（来所の際は事前にテクノポリス推進機構事務局までご連絡願います）。

◆相談料

無料です。



技術相談

3 日本大学の研究シーズ・研究者・知的財産について知りたい。

このようときはNUBIC(ニュービック:日本大学産官学連携知財センター)郡山サテライトをご利用ください。

テクノポリス推進機構と日本大学が連携し、大学と企業間の共同研究、技術移転・開発の促進を通じて地域産業の発展に寄与することを目的に、「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」内に「NUBIC郡山サテライト」を開設しています。お気軽にお問い合わせください。

◆相談対象となる方

郡山地域テクノポリス圏域をはじめ県内の中小企業・個人の方。

◆主な相談受付内容

- ① 日本大学に属する研究者・研究シーズ・知的財産などの紹介や共同研究・技術指導などの斡旋
 - ② 知的財産制度やその運用などに関する情報提供（相談の内容は弁理士法等の法令に抵触しない範囲とし、これを超える場合には弁理士などの専門家を紹介します）
 - ③ 研究開発支援制度、産学連携支援制度などの紹介
 - ④ その他、知的財産・産学連携活動の推進及び地域産業の活性化に資する相談
- ※経験豊富なNUBICのコーディネーターがご相談に対応します。

相談日時

毎月第4水曜日 午前10時から午後4時まで
（変更する場合がございます）事前申し込みが必要です。

◆相談場所及び申込先

郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター

◆相談料

無料です。



相談場所：郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター

1 共同で研究開発をする企業を探したい。 産学官の交流で人的ネットワークを広げたい。

このようなときは「**戦略的アライアンス形成会議**」や「**アドホック研究会**」、**「IT交流プラザ」への参加をお勧めします。**

テクノポリス推進機構では、アライアンス(企業連携)による研究開発や受発注を志向する企業グループ「**戦略的アライアンス形成会議**」、異業種の経営者が集う「**アドホック研究会**」、ITをキーワードとした情報交換の場「**IT交流プラザ**」の活動を支援しています。研究開発パートナーをお探しの方、幅広い人的ネットワークの構築をお考えの方はぜひご参加ください。

◆参加対象となる方

- ①「**戦略的アライアンス形成会議**」
 - ・ 郡山地域テクノポリス圏域において企業連携による研究開発や受発注をお考えの企業等。
 - ・ 年会費：20,000円
- ②「**アドホック研究会**」
 - ・ 郡山地域テクノポリス圏域内企業の経営者もしくは取締役以上の方で、取締役以上の方が常駐していない場合は、代表の方。
 - ・ 年会費：30,000円～
- ③「**IT交流プラザ**」
 - ・ 「IT」に関心のある方。
 - ・ 年会費：無料

◆活動内容

①「**戦略的アライアンス形成会議**」
戦略的アライアンス形成会議は、郡山地域テクノポリス圏域内の企業が保有する技術力、設備、営業力等の潜在能力を戦略的に活用する組織(アライアンス)を構築することによって、高度な研究開発、新しい受発注及び各種産業振興施策の担い手となり、圏域内の活性化を図ることを目的としています。会員企業の産学官連携による共同研究への参加や事業の促進を目的に、新事業創出のための技術シーズ／ニーズの探索・掘り起こしや、専門的な知識・技術の習得の機会を提供しています。また、当会は「環境保全・共生科学技術研究会」「医療・福祉機器等関連新事業創出研究会」「機能性材料・製造プロセス研究会」と協調して活動を行っています。

②「**アドホック研究会**」
会員相互が保持している技術や情報の交流と幅広い研究を通じて新技術の移転、新製品の開発、新事業の創出や新市場の開拓を促進し、会員企業の成長・発展と地域産業の振興に貢献することを目的として、研究開発型企業の経営者や幹部が集まった異業種交流グループです。毎月例会を開催し、会員相互の意見交換や講演会・セミナー、視察研修会などを行っています。

③「IT交流プラザ」

「IT」に関心の高い圏域内企業、SOHO、個人の方を対象とした無料の会員制度です。郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会の事業の核として、圏域内のICT化支援のため、ITやホームページの利活用法、最新の技術動向などのセミナーや講演会を年5～6回開催しています。

◆会員募集

入会を随時受け付けています。詳しくはテクノポリス推進機構事務局までお問い合わせください。



戦略的アライアンス形成会議



アドホック研究会



IT交流プラザ

2 他の事業者などと連携し、それぞれの「強み」を持ち寄りながら 共同研究や共同受注をしたい。 郡山テクノポリス地域の企業に発注したい。

このようなときは**共同受託製造サービス機関＝戦略的アライアンス形成会議(受発注推進部会)**をご利用ください。

「戦略的アライアンス形成会議(受発注推進部会)」は、受注の推進、発注の受け皿として、国内にあり続ける需要ニーズ(少量・多品種、即応サービスなど)に応えます。1社では限りがある設備や技術をアライアンス(企業連携)で解消し、大型案件の受注を推進しています。是非ご利用下さい。詳しくはテクノポリス推進機構事務局までお問い合わせください。

◆戦略的アライアンス形成会議 (受発注推進部会)

- 精密機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報処理・提供サービス業やソフトウェア業など異業種の連合体がものづくり事業を推進します。
- 少量、多品種、部品から完成品まで幅広く、受託製造業務を請け負います。

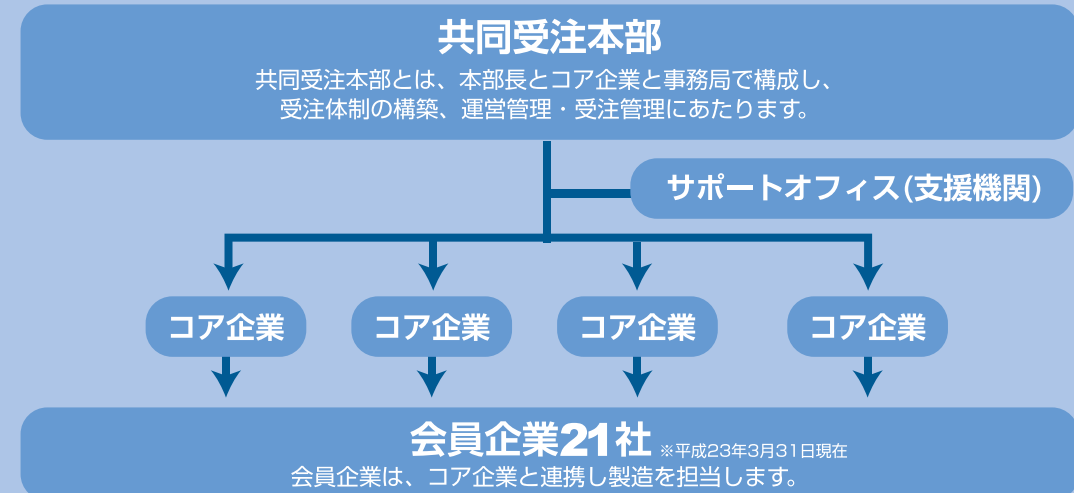
◆このような発注をお受けします

- ① 大手企業など国内企業からの多品種、少量、短納期など、海外生産に不向きな案件
- ② 大学、研究機関などでの実験機器、設備・試作品などの開発案件(共同研究にも積極的に参加します)
- ③ 研究開発型企業の試作品／製品開発や構想など、自社設備がないために実現できない事業への協力
- ④ 我が社では、我が社だけでは受注できないとお断りしている開発案件など

◆戦略的アライアンス形成会議 (受発注推進部会)の業種構成

- ① 各種機械の設計・製造業
- ② 電気機械器具製造業
- ③ 通信機械器具製造業
- ④ 金属製品製造業
- ⑤ 一般産業用機械装置製造業
- ⑥ 非鉄金属成形材製造業
- ⑦ 金属加工機械製造業
- ⑧ 特殊産業用機械製造業
- ⑨ ガラス・同製品製造業
- ⑩ 工業用プラスチック製品製造業
- ⑪ 電子応用装置製造業
- ⑫ 輸送用機械器具製造業
- ⑬ 時計・同部品製造業
- ⑭ 紙製容器製造業
- ⑮ 銅構造物・建設用金属製品製造業
- ⑯ 情報処理業
- ⑰ ソフトウェア業
- ⑱ 光学薄膜製造業
- ⑲ その他

郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議 受発注推進部会



※ コア企業は、共同受注本部と連携しつつ実質的な「受注企業」として「発注企業」との協議の後に「会員企業」と連携して最適な生産体制をつくり、受注、製造、納品、代金の受払いを担当します。

1 研究開発案件の実現可能性について調査したい。

このようなときは**F/S(実現可能性調査)支援制度**をご利用ください。

研究開発及び新事業創出に係る「実現可能性調査」(「フィージビリティスタディ=F/S」といいます)を行おうとする企業、共同研究グループに対して、調査に要する経費を助成します。

◆対象となる方(※1)

- 1 郡山地域テクノポリス圏域内に本社又は、主たる事業所を有している中小企業者及びこれらを主たる構成員とする団体・共同研究グループ
- 2 郡山地域テクノポリス圏域で法人を設立しようとする方
- 3 「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」の入居者又は、所期の成果目的を達成し退去した企業等
- 4 郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議の構成員 など

◎ただし、過去3カ年以内に同助成制度を利用した方は対象外となります。

◆対象となる事業

次に該当する研究開発に関するF/S

- 1 新技術又は、新製品の開発に関する研究開発
- 2 生産工程の合理化又は、製品の高付加価値化に関する研究開発
- 3 その他技術の高度化に関する研究開発

◎ただし、他の補助金を受けている事業は対象外となります。
なお、事業実施期間は助成決定から1年間です。

◆対象となる経費

- 1 調査(情報収集、市場調査、特許検索等)に要する経費
- 2 技術指導等受入(指導料、研修、謝礼金等)に要する経費

3 会議等(会議費、旅費、交通費等)に要する経費

4 試作・実験等に要する経費など

◆助成内容

対象となる経費の3分の2以内で100万円を限度とします。

◆募集期間

交付申請は随時受け付けていますが、予算額に到達次第、受付を終了します。先着順に審査します。

◆ご利用方法・手続きの流れ

- 1 テクノポリス推進機構へ助成金の交付申請書を提出してください。
- 2 テクノポリス推進機構で、申請内容を審査し、助成の可否を決定します。
- 3 交付決定を受けた事業計画に従い事業を実施していただけます。
- 4 必要に応じて、事業の遂行状況について報告いただけます。
- 5 事業完了後30日以内に「実績報告書」を提出してください。テクノポリス推進機構が、事業成果の内容を確認のうえ、助成金を交付します。
- 6 なお、翌年度以降適宜、助成事業の成果の活用状況についてフォローアップを実施します。

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

2 新技術の開発を進めたいが適当な助成制度はあるか。

このようなときは**研究開発助成制度**をご利用ください。

新技術又は、新製品の開発、生産工程の合理化又は、製品の高付加価値化、これらに類する技術の高度化に関する研究開発を行う企業、共同研究グループに対して、研究開発に要する経費を助成します。

◆対象となる方 上記(※1)を参照

◆対象となる事業

- 1 新技術又は新製品の開発に関する研究開発
- 2 生産工程の合理化又は、製品の高付加価値化に関する研究開発やこれら技術の高度化に関する研究開発

◎ただし、事業実施期間は助成決定から1年間です。

なお、他の補助金を受けている事業は対象外となります。

◆対象となる経費

- 1 原材料、副資材の購入に要する経費
- 2 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は、修繕に要する経費
- 3 機械装置又は、工具器具の購入に要する経費
- 4 工業所有権の導入に要する経費
- 5 外注加工に要する経費
- 6 技術指導の受入れに要する経費
- 7 技術情報の取得に要する経費など

◆助成内容

対象となる経費の3分の2以内で300万円を限度とします。

◆募集期間

年間2回(4月、10月)の公募を行います。

◆ご利用方法・手続きの流れ(※2)

- 1 テクノポリス推進機構へ公募期間中に助成金の「交付申請書」を提出してください。
- 2 テクノポリス推進機構で、申請内容の事前調査を行い、外部有識者で構成する「技術等審査委員会」で審査します。(申請者に事業内容の説明をしていただけます)
- 3 審査結果により助成の可否を決定します。
- 4 交付決定を受けた事業計画に従い事業を実施していただけます。必要に応じて、事業の遂行状況について報告していただけます。
- 5 事業完了後30日以内に「実績報告書」を提出してください。テクノポリス推進機構で、事業成果の内容を確認のうえ、助成金を交付します。
- 6 なお、助成事業完了後、成果の発表を行い、活用状況についてフォローアップに協力していただけます。

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

3 製品化・商品化に至らない技術シーズを磨き、新事業に結び付けたい。研究開発後の起業化のための支援・助成はないか。

このようなときは**地域技術起業化助成制度**をご利用ください。

技術革新の進展に即応した技術を製品化・商品化するため、その実現に向けて必要な商品開発、情報収集、市場開拓などの事業を行う企業や共同研究グループに対して、起業化に要する経費を助成します。

◆対象となる方

前ページ(※1)を参照

◆対象となる事業

商品開発・デザイン開発、情報収集・能力開発、市場開拓

◎上記の対象となる方が複数の中小企業の協力により行うことが必要です。
ただし、事業実施期間は助成決定から1年間です。
なお、他の補助金を受けている事業は対象外となります。

◆対象となる経費

- 1 原材料、副資材の購入に要する経費
- 2 機械装置又は、工具、器具の購入に要する経費
- 3 外注加工に要する経費
- 4 工業所有権の導入に要する経費
- 5 技術指導の受入れに要する経費

6 市場調査・研究に要する経費

7 販路開拓に要する経費

8 デザイン開発に要する経費など

◆助成内容

対象となる経費の3分の2以内で500万円を限度とします。

◆募集期間

年間2回(4月、10月)の公募を行います。

◆ご利用方法・手続きの流れ

前ページ(※2)を参照

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

4 自社製品・技術をアピールし、販路・事業提携先の開拓、拡大を図りたい。

このようなときは**新技術・新製品市場開拓支援制度(産業見本市等出展支援事業)**をご利用ください。

自らが所有する優れた新技術、新製品の新規市場開拓や販路拡大につなげることを目的に行う産業見本市等への出展に対して支援を行います。

◆対象となる方

- 1 郡山地域テクノポリス圏域内に本社又は、主たる事業所を有している中小企業者及びこれらを主たる構成員とする団体・共同研究グループ
- 2 テクノポリス圏域で法人を設立しようとする方
- 3 「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」の入居者又は、所期の成果目的を達成し退去した企業等
- 4 郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議の構成員など

◆対象となる事業

海外で開催される見本市、展示会、商談会等への出展事業

◆対象となる経費

経費区分	経費の内容
出 展 料	展示会などの主催者が定めた展示会の小間料
展示装飾費	補助対象者が独自に行う、展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費など
備品使用料	展示ブース内で使用するビデオ機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費
運 搬 費	出展物の輸送に要する経費(通関料など輸出入諸掛を含みます)

◆支援内容

対象となる経費の3分の2以内で50万円を限度とします。
(注1)補助対象経費の合計額が30万円以上の事業を補助対象とします。
(注2)補助対象者に対する補助金の交付は同一年度で1回までとし、通算3回までとします。
(注3)国、地方公共団体などから別に助成措置を受けた場合、対象となる経費から当該助成措置の額を控除した額を補助対象経費とします。

◆募集期間

交付申請は随時受け付けていますが、予算額に到達次第、受付終了します。先着順に審査します。

◆ご利用方法・手続きの流れ

- 1 テクノポリス推進機構へ補助金の交付申請書を提出してください。その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し通知します。
- 2 産業見本市等が、開催される前に申請してください(事後申請不可)。

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

5 新技術・新製品の研究開発を行うために必要な資金を借りたい。

このようなときは**債務保証制度**があります。

新技術、新製品などの研究開発を行うため、優秀な技術力、製品開発力がありながら資金調達力の不足などの理由で研究開発が促進できない企業のために、研究開発に要する資金の金融機関からの借入に際し、テクノポリス推進機構が無担保で債務を保証します。

◆対象となる事業

郡山地域テクノポリス圏域内に事業所を有し、かつ県内において6ヵ月以上の事業実績を有する中小企業者又は、法人格を有する組合

◆対象となる資金使途

現在の技術水準からみて開発する製品が新規性を有し、かつ起業化の可能性が高いものであり、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーの分野で、その技術を駆使する次のどれかに該当する開発事業

- ① 新製品の開発や新物質又は、新材料の開発利用に関するもの
- ② 新製造方法の開発や機械器具又は、装置の性能向上に関するものなど

◆対象となる経費

研究開発のために必要な原材料費、副資材費、技術導入費、試作費、外注加工費、治具・工具費、機械装置、据え付け費など。

◆保証内容

- 一企業2,000万円以内で、借入金額の80%以内（従って借入限度額は、80%の場合、一企業2,500万円）
- 保証期間は、設備資金、運転資金とも1年以内の据え置き期間を含み7年以内

- 債務保証部分については、テクノポリス推進機構は無担保、金融機関も原則として無担保
- 連帯保証人は2名以上（うち1名は対象企業の代表者）必要
- 保証料率年0.6%

◆取扱金融機関

- 郡山地域テクノポリス圏域内に本支店を有する銀行、信用金庫、及び信用組合

◆募集

年間2回(4月、10月)の公募を行います。

◆ご利用方法・手続きの流れ

- ① 債務保証の委託をしようとする方は、融資銀行を経由して、テクノポリス推進機構に対し、債務保証委託書及び債務保証申込書を提出してください。
- ② テクノポリス推進機構が、申請内容の事前調査を行い、外部有識者で構成する「技術等審査委員会」で審査します（委託申込者に事業内容の説明をしていただきます）。
- ③ 審査結果により債務保証の諾否を決定します。債務保証承諾の場合、債務保証委託契約書を締結し、融資銀行に債務保証書を交付します。

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

6 新技術・新製品の研究開発に必要な資金を借りるために支払った信用保証料の補助はあるか。

このようなときは**信用保証料補助制度**をご利用ください。

新技術、新製品などの研究開発を行うため、それらに要する資金の金融機関からの借入に際し、福島県信用保証協会に支払った信用保証料をテクノポリス推進機構が補助します。

◆対象となる方

郡山地域テクノポリス圏域内に事業所を有し、かつ県内において6ヵ月以上の実績を有する中小企業者又は、法人格を有する組合

◆対象となる事業

現在の技術水準からみて開発する製品が新規性を有し、かつ起業化の可能性が高いものであり、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーの分野で、その他技術を駆使する次のどれかに該当する開発事業

- ① 新製品の開発や新物質又は、新材料の開発利用に関するもの
- ② 新製造方法の開発や機械器具又は、装置の性能向上に関するものなど

◆保証料補助金の額

- ① 福島県信用保証協会に納付した保証料相当額とし、

50万円を限度とします。

- ② 保証料補助金は当初契約期間のみとし、融資契約期間経過後は適用しません。

◆募集

交付申請は随時受け付けていますが、予算額に到達次第、受付終了します。先着順に審査します。

◆ご利用方法・手続きの流れ

補助金を受けようとする方は、テクノポリス推進機構へ補助金の「交付申請書」に添付書類を付して、融資を受けた日から30日以内に提出してください。その内容を審査し適当と認められたときは、補助金の交付を決定し通知します。

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

7 技術力強化に向けて社員を研修に出したいが助成制度はあるか。

このようなときは**技術高度化研修支援制度**をご利用ください。

中小企業者等が技術力向上による取引拡大や技術経営の確立を図るために、技術者等を研修に派遣する場合、その経費を助成します。

◆対象となる方

- ① テクノポリス圏域内に事業所を有する中小企業の経営者、管理者又は、従業員
- ② アライアンス形成会議会員企業の代表者又は、従業員
- ③ インキュベーションセンター入居企業の代表者又は、従業員

◆対象となる事業

国・県・市町村や専門教育研修機関及び関連企業などが行う研修事業

◎対象となる事業において、次の場合は、助成対象外とします。

- ・ 他の負担金・補助金などの補助対象とされている場合
- ・ 実施内容の大半が当該事業に直接関係のない一般教養の向上、娯楽、スポーツ、レクリエーションに類するもの
- ・ 大会、総会への出席が主たる目的、内容のもの

◆対象となる経費

- 参加に要する旅費・宿泊費、研修受講料、その他、研修事業等に要する経費。

◎ 研修に伴う旅費・宿泊費は、テクノポリス推進機構の規程による交通費及び宿泊費の範囲内とします。

◆助成内容

対象となる経費の2分の1以内で30万円を限度とします。

◆募集期間

交付申請は随時受け付けていますが、予算額に到達次第、受付を終了します。先着順に審査します。

◆ご利用方法・手続きの流れ

テクノポリス推進機構へ補助金の交付申請書を提出してください。その内容を審査し適当と認められたときは、補助金の交付を決定し通知します。

以上、詳細についてはテクノポリス推進機構事務局にお問い合わせください。

8 従業員の能力を向上させたいが研修事業はあるか。

このようなときは**産学連携技術者研修事業(マイスターズ・カレッジ)**の受講をお勧めします。

製造業を対象とした技術の高度化を図るため、「ものづくり」に対する中核となる人材の育成事業を行います。製造業従事者の段階に応じた幅の広い研修メニューにて実施します。

◆研修の内容

- ① 生産工程全般に係る基礎知識から最先端技術までの幅広い知識の習得
 - ② 製造・加工技術に係る基礎知識と実践的操作技術の習得
 - ③ 中小企業の技術力・経営力強化のための実践的演習
- ※ 具体的な分野・内容は、関係機関と検討し、7月中旬頃までに決定します。

◆研修期間

9月～12月中旬頃を予定(週1～2回程度)

◆研修場所

- 郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター
- 日本大学工学部 など

◆対象となる方

テクノポリス圏域などの製造企業の技術者から管理者クラスまで

◆受講者数

10～30名程度(コースにより異なります)

◆講師

日本大学工学部、福島県立テクノアカデミー郡山などの高等教育機関や企業技術者

◆受講料

無料です。

◆募集期間

7月下旬から8月下旬頃を予定(開講の1～2ヶ月前)

◆申込方法

募集期間中にテクノポリス推進機構事務局へ「参加申込書」を提出してください。受講者を決定し、通知します。

<参考(平成22年度)>

「先端加工技術コース」「マシニングセンタ入門コース」及び「MOT(ものづくり技術経営学)コース」の3コース実施

○先端加工技術コース

内容:①製造技術等に関する基礎から専門分野までの多様な知識の習得

- ②素材加工・組立等の精密加工技術の習得
 - ・ 座学研修 20時間(1回2時間×10回)
 - ・ 実技研修 12時間(1回3時間×4回)

対象:テクノポリス圏域などの製造企業の技術者

講師:日本大学工学部 教授、准教授など

○マシニングセンタ入門コース

内容:マシニングセンタによる加工技術に関する知識の習得

- ・ 座学研修 6時間(1回2時間×3回)
- ・ 実技研修 15時間(1回3時間×5回)

対象:テクノポリス圏域などの製造企業の技術者

講師:福島県立テクノアカデミー郡山 教務

○MOT(ものづくり技術経営学)コース

内容:中小企業の技術力・経営力の強化のための短期集中セミナー

ゼミ形式の集中演習 2日間(70分×7コマ 講義約3時間)

対象:テクノポリス圏域などの製造企業の管理者クラス

講師:福島大学共生システム理工学類 准教授

起業家の育成と「ものづくり」の場の提供

1 創業や新事業展開のための知識を身につけたい。

このようなときは**起業家育成支援事業(ドリームゲートセミナー)**にご参加下さい。

起業に必要なマインドや能力は、起業することのみならず、社会人として誰もがが必要なものとなっています。テクノポリス推進機構では、ベンチャー精神あふれる人材育成のため、郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会と連携し、起業を目指す方々を対象に、「起業家」的感覚を学び、交渉力・決断力・チャレンジ精神を身につけ、夢の実現化への一助となる「ドリームゲートセミナー」を開催しています。

◆対象となる方

郡山地域テクノポリス圏域の起業を目指す個人や学生などが対象

◆セミナーの内容

受講者の方に有益なセミナーとなるよう随時見直しを行います。

※具体的な内容については9月頃までに決定します。

<参考(平成22年度)>

ベンチャーわいがや塾(企業経営者の講演会と意見交換会)

実際に起業し、様々な苦勞を経て会社を大きくしてきた経営者の講演会と意見交換会を開催しました。実際の経営とビジネスプランとの違いがどうして生まれるか、それをどう修正していくのか。また起業とは、経営とはどういうことなのかなどについて、ビジネスの現場にいる経営者との意見交換会を行いました。

◆研修期間

11月頃

◆研修場所

郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター

◆募集期間・受講者数

- 募集期間は9月中旬～10月中旬頃を予定。
- 受講者数は15名程度。

◆ご利用方法・手続きの流れ

募集期間中に、テクノポリス推進機構事務局へお申し込みください。受講者を決定し通知します。



講演会



意見交換会

2 研究開発のための施設を借りたい。

このようなときは**ものづくりインキュベーションセンター**の利用をお勧めします。

テクノポリス推進機構では、製造業を主として新たに事業を開始しようとする方や新事業に取り組む企業を対象に、大学などと連携して新製品の研究開発をする場・実験機等の試作品を製作する場を、廉価な料金で提供する「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」を日本大学工学部キャンパス内に設置しています。

◆支援内容

研究開発による新製品の創出率を高めるため、研究開発に携わる指導者がいるアカデミックな環境で、新製品の試験機等の試作品を設計・製作する「場」、試作のために必要となる基本的な「設備・機材」、技術・経営両面でプロモートする「人材」、そして、研究成果を広く発表する「機会」を提供します。

●場

新製品の研究開発拠点として、低廉な料金で入居可能な「起業支援室(貸し研究開発室)」11室を提供します。(24時間365日利用可能)

●設備・機材

高精度立体加工用マシニングセンタなどの各種工作機器を備えた「試作センター」を利用することができます。

●人材

- インキュベーションマネージャーによる経営・技術両面でのアドバイスや各分野の専門家・支援機関などの紹介
- 技術指導員による「試作センター」での試作品製作の際の技術指導
- 技術コーディネーターによる研究開発・起業化の助成支援、大学・公設試験研究機関等の研究者との連携。

●機会

- 入居企業の研究開発成果をマスコミや関係者に広く周知し、起業化・事業化を支援するための成果発表会やセンター内の展示コーナーへの成果品展示などの機会を提供します。

◆起業支援室への入居について

※空き室が出た場合に随時公募します。

●入居対象者

主として製造業等を営む中小企業者で、福島県内、特に郡山地域テクノポリス圏域(郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、玉川村、三春町の2市3町1村)の産業振興への寄与が期待され、大学等との共同研究開発等を通じて、新たな事業の創出の促進に貢献すると認められる方(個人、法人を問いません)。

●入居期間

入居期間は1年以内とします。また、更新を希望する方は、更新の審査を受けることが必要です。ただし、入居時からの最長入居期間は原則5年とします。

●入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、テクノポリス推進機構が設置する「入居者審査委員会」において、提出のあった事業計画書等について評価を行い決定します。

●使用料金等

- (1)使用料金は、居室面積に面積単価1,500円/㎡を乗じた金額です。
- (2)駐車場の使用料は、1台につき月額3,000円です。
- (3)使用料金には、光熱水費、通信費等は含まれません。

階	タイプ	室数	面積(㎡)	月額使用料金(円)	駐車場
1階	実験室タイプ	2室	42.0	63,000	2台分可
2階	事務室タイプ	9室	15.0~31.1	22,500~46,650	1~2台分可



起業支援室(事務室タイプ)

◆試作センター・会議室の利用について

テクノポリス圏域内をはじめ県内の企業の皆様にご利用できます。使用料は下記のとおりです。

◎試作センター:試作品などの製作にご利用ください。

試作センター使用料(税込み)		試作センター付属機器使用料(税込み)		
区分	使用料(円/h)	番号	名称	使用料(円/h)
全面(195㎡)	2,100	1	マシニングセンタ	2,100
電気・電子作業所	525	2	汎用旋盤	525
組立作業所	525	3	アーク溶接機	525
製缶・溶接作業所	525	4	CCD顕微鏡	525

※「試作センター」には測定機器、電動工具、手作業工具などが備え付けてあります。

◎会議室:プレゼンテーションや打合せ、研修会などにご利用ください。また、有線LANでインターネットに接続可能です。

会議室使用料(税込み)			会議室付属機器使用料(税込み)			
区分	面積(㎡)	定員数	使用料(円/h)	番号	名称	使用料(円/回)
全面	78	24	1,680	1	プロジェクター	2,100
半面	39	12	840	2	マイクなど拡声設備	840

※「会議室」は最大40名までご利用可能です。

以上、詳細については、テクノポリス推進機構事務局又は郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンターにお問い合わせください。



試作センター



起業支援室(実験室タイプ)